



市県民税・所得税に関する申告はお早めに

令和5年度の市県民税申告と令和4年分の確定申告の受け付けが始まります。提出期限は3月15日(水)です◇感染症対策のため、電子申告(e-Tax)や郵送での提出にご協力ください

市県民税課(市役所1階) ☎74-5429(市県民税申告)

平塚税務署(〒254-8533平塚市浅間町9-1) ☎22-1400(確定申告)

市県民税の申告について

令和5年1月1日に伊勢原市にお住まいで、主に次のいずれかに該当する場合は申告が必要です。市県民税の賦課のほか、国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料・児童手当などの各種手当の算定、課税(非課税)所得証明書の発行の基礎資料となるので期限内に提出をお願いします。

- ◆令和4年中に所得がない人◆別世帯の人の扶養親族になっている人◆給与所得者で給与所得以外の所得合計が20万円以下の人*◆公的年金などの収入金額が400万円以下で、公的年金などにかかる雑所得以外の所得金額が20万円以下の人*

*所得税の申告はしなくてもよいことになっていますが、市県民税の申告をする必要があります

市県民税の申告方法

市県民税申告書は、1月23日(月)から市民税課窓口で配布し、受け付けを開始します。

また、パソコンやスマートフォンを使って、自宅で作成できます。詳しくは市ホームページ「くらしのガイド」→「市民税」→「令和5年度個人市県民税の試算と申告書の作成ができます」をご覧ください◇郵送(〒259-1188※住所欄の記入は不要)でも提出可能です

郵送で提出する場合の注意事項

- ◆申告書の電話番号欄は必ず記載してください
- ◆收受日付印のある申告受付書(控え)が必要な人は、切手を貼った返信用封筒を同封してください

年金所得者の申告について

公的年金などの収入金額が400万円以下で、公的年金などにかかる雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合、確定申告は不要です。ただし、医療費控除や社会保険料控除、生命保険料控除、扶養控除などを追加して確定申告することで、所得税の還付や市県民税が減額となる場合があります。

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の令和4年中の支払い額を通知します。

12月下旬に納付した金額は加算されていない場合がありますので、確定申告で使用の際は、領収書などで確認してください。

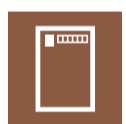
障害年金や遺族年金、福祉年金から天引きした額は市から通知します。その他の公的年金から天引きした額は、日本年金機構などが

送付する「公的年金等の源泉徴収票」をご確認ください。

国民健康保険 後期高齢者医療制度の医療費通知を発送

国民健康保険の医療費通知は、令和4年1月～10月診療分を1月中旬に、11月～12月診療分を3月中旬に発送します。後期高齢者医療制度の医療費通知は、令和4年1月～11月診療分を2月中旬に、12月診療分を3月中旬に発送します。

通知は、確定申告での医



国民健康保険税などの支払い額を通知します

療費控除申告に使用できません。ただし、医療費控除の対象となる支出で通知に記載されていないものは、領収書に基づいて「医療費控除の明細書」を作成し、申告書に添付する必要があります。※明細書を作成した場合、領収書は確定申告期限から5年間の保存が必要です

☎94-4728 (国民健康保険)

☎94-4521 (後期高齢者医療制度)

☎94-4722 (介護保険料)

各種相談会などのスケジュール

	開催日時・場所・対象など
市民税課での市県民税申告相談会	とき 1月23日(月)～27日(金)の午前8時30分～正午、午後1時～4時※予約不要(先着順)
平塚税務署での所得税確定申告	とき 1月24日(火)～3月15日(水)の午前9時～午後5時(土・日曜日・祝日を除く。2月19日・26日は実施)
税理士による確定申告無料相談会	とき 1月31日(火)～2月3日(金)の午前9時30分～正午、午後1時～3時30分(オンラインによる事前申込。当日枠あり) ところ 市民文化会館展示室 対象 小規模事業者、給与所得者、年金受給者(土地・建物および株式などの譲渡所得がある場合は除く)
市職員による確定申告相談会	とき 2月16日(木)～3月15日(水)の午前9時30分～午後4時(月・土・日曜日・祝日を除く。2月23日は実施) ところ 市民文化会館展示室 対象 市内に住居登録がある給与所得者、年金受給者※小規模事業者および住宅ローン控除のある人は、税務署での手続きか税理士による無料相談会をご利用ください その他 開催期間中、確定申告作成コーナーを設置します。パソコンを2台配置しており、自身で作成と提出が可能です(予約不要)◇スマートフォンによる確定申告書作成のサポートも行います
作成済みの確定申告書の提出	とき 1月31日(火)～2月3日(金)、2月16日(木)～3月15日(水)の午前9時30分～午後4時※土・日曜日・祝日を除く。2月23日は実施 ところ 市民文化会館1階ロビー
確定申告書などの配布	とき 2月1日(水)～3月15日(水) ところ 市役所1階横浜銀行前(2月1日～15日)、市民文化会館1階ロビー(2月16日～3月15日)、市役所駅前センター
持ち物(申告相談会参加時)	◆マイナンバーカード(または通知カードと本人確認書類)、源泉徴収票や各種控除の証明書(医療費控除を受ける人は、領収書の合計額を計算してきてください)◆前年の申告書の控え一式◆筆記用具、電卓◆還付がある場合、申告者名義の口座番号が分かるもの(確定申告相談の場合のみ)

予約方法について いずれも市ホームページ「くらしのガイド」→「市民税」、または右のQRコードから※申告書の提出のみの場合は予約不要です



税理士による確定申告無料相談会 1月6日(金)午前10時からオンラインによる事前申込を開始します◇相談日の2日前までに要予約

市職員による確定申告相談会 2月1日(水)午前9時から予約を開始します◇完全予約制(相談日の前日までに予約が必要です。予約枠に限りあり)。市LINE公式アカウント「申請・予約」または予約専用電話(☎92-1112、平日午前9時～午後5時)からも予約できます

平塚税務署での所得税確定申告 申告書作成会場では、混雑回避のために入場整理券を配布します。当日、会場で配布するほか、LINEによる事前発行で入手することが可能です※配布状況に応じて受け付けを早く締め切る場合があります



介護に関する税の所得控除

要介護認定者の障害者控除

65歳以上で身体障がい者などに準ずる人、またはその人を扶養している人は、所得税・市県民税の所得控除が受けられます。所得控除の申告には「障害者控除対象者認定書」が必要です。控除の申請は、本人確認書類(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカードなど)

障害者控除を受けられる人

認定書交付対象者またはその扶養者で、所得税・市県民税が課税されている人

認定申請に必要なもの

◆対象者の介護保険被保険者証◆申請者の本人確認書類(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカードなど)

介護保険サービス利用料の医療費控除

次のサービスを利用している場合、利用料の自己負担分が控除の対象となります※対象額は、サービス事業者発行の領収証に記載されます

◆訪問看護、通所リハビリテーションなどの医療系のサービス

おむつ代の医療費控除

6カ月以上寝たきりの人のおむつ代の控除には、医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です。

控除を受けるのが2年目以降の人は、市が発行する「主治医意見書の内容確認証明書」で代用できます。詳しくは担当にお問い合わせください。

☎94-4723 (介護高齢課)